

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会
プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ、
中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会 合同会議（第10回）

議事要旨

日時：令和3年8月23日（月曜日）8時30分～11時00分

場所：Web会議

出席者

委員

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ

細田座長、石川委員、大下委員、坂田委員、佐藤委員、長谷川委員、馬場委員、柳田委員

中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会

酒井委員長、青野委員、大熊委員、大塚委員、上林山委員、崎田委員、高村委員、森口委員

主な議題

1. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の政省令・告示について
2. その他

委員等からの主な意見

■法律の施行にあたっての考え方について

- 法律の施行にあたって、どうやって業界や消費者、様々なステークホルダーの協力を得ながら、実りあるものにするかという点がポイントであるため、両省が共にさらに一層努力をし、磨きをかけてほしい。
- ウェイストヒエラルキーに従って総合評価を行いながら、廃棄物処理の順序、優先順位に従って進めていくというのが大事。
- 環境その他SDGsに関わるような全体感を常に持って、この法律を位置づけていくことが重要。

■法律の施行後のフォローアップ等について

- この法律は自主的なアプローチをベースとしており、積極的に取り組んでいる企業は取組の情報を公開すると思うが、企業の公開情報だけではなく、サンプリングエラーを避ける、バイアスを避けるようなことをきちんと配慮したような調査が必要。
- 5年ごとの見直し、そして今後の施行状況を踏まえて必要に応じて見直しを図ってい

くとは大変重要。5年ごと、あるいはもっと早くやったほうが良いこと、やり始めたら様々に見えてくるため、柔軟に積極的に対応してほしい。

- 重要な役割は、各主体への普及啓発やこの仕組みの不断のPDCAであると考え。国として各関係者間の連携や全体の調査も含めた成果の把握、検証と改善、これらを重ねてプラスチック資源循環戦略で掲げたマイルストーンの達成を目指すことが、国の大事な役割だと考える。
- プラスチック資源循環戦略のマイルストーンは定量的なものであるが、審議会ではほとんど定量的な議論ができていない。コスト面や再資源化等で本当に定量的に改善しているのかどうかを見ていくためには、定量的な検証が必要。
- 5年ごとの見直しに向けて、プラスチック資源循環戦略で掲げたマイルストーンを達成するかどうかということが非常に重要であるため、制度の見直しが必要であれば、そのときに検討することが大事。

■基本方針について

- 排出抑制の地方公共団体の取組として必要な措置の例示、例えば指定ごみ袋の有料化は排出抑制にもつながるため、こうした様々な例示をすれば分かりやすい。
- 海洋環境の保全及び地球温暖化の防止に関する国の方針との調和の確保は、非常に重要なポイント。その観点から、基本方針の中で、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現及び2050年カーボンニュートラルの実現について記載したことは重要なメッセージになる。
- 資源循環の取組に関わるセクターは非常に幅広く、国民的なムーブメントとして進展し成果を上げていくことが非常に重要。その中でも分かりやすい説明、情報発信は非常に重要であり、基本方針で各主体に求められる役割を整理されるということは非常によい。

■プラスチック使用製品設計指針について

- 認定基準の策定に当たっては、環境性能以外にも、安全性、機能性、経済性等の他の性能も考慮していくべき。
- 設計指針では、対象外の輸入品なども多く、自治体は一体何をどこまでやればいいのか分からないことも多いため、例えば市町村向けの手引などの中で明確にしていくことが必要。
- プラスチックを使用している製品がある種のトップランナーとして、環境配慮設計に取り組むことは非常に重要であるが、多岐にわたるがゆえに、本当に深い取組がどこまでできるかということになると、なかなか難しいところもあるため、製品の分野別に具体的な取組が進むように、よい取組の情報共有など進めていくべき。
- 認定製品が普及するように消費者への働きかけ等の取組をお願いしたい。
- 再生プラスチックの使用率を示すマークを表示することや消費者、購買者にアピール

するというのが有力なツールになる可能性がある。

- 自主的に参加しないと結果的に市場で評価されないというような仕組みが重要。
- 認定製品について、厳格に重量比、体積比で過半を占めるものだけに限定をするかどうかについては検討すべき。
- 設計指針について、認定の取得、それに向けた技術開発のモチベーションとなる財政面の支援、好事例の公表やPRなどの施策についても充実した取組を期待。

■使用の合理化について

- 特定プラスチック使用製品の提供量は年度によって大きく変動することが考えられるため、総量について目標を設定することは困難な場合もある。消費者から支持されて売上げが伸びている事業者の負担となる可能性もあるため、判断基準の中にある目標の設定については、原単位を中心に検討すべき。また、使用の合理化については、消費者の理解が不可欠であるため、適切に周知をするべき。
- 複数の先行実施企業が総量削減を公表していることや、カーボンニュートラルなどとの整合性を考えると、総量削減の考え方を示したほうがよい。
- 特定プラスチック使用製品提供事業者である飲食、宿泊等の業種は、コロナ禍で極めて厳しい状況にあることも踏まえ、事業者がこの課題を前向きに受け止めて取り組んでいけるように、制度運営をお願いしたい。

■回収・リサイクルの高度化について

- 容リルートを活用しても、全体のコストがかさんでしまうということであれば、もともとそういうことを目指していたものと異なるため、関係主体の連携を行うなど、新しいシステムがしっかり動いていくようにということを期待。
- 製品プラの一括回収を始めると、リチウムイオン蓄電池の混入のリスクが上がるといった課題がある。市町村や民間事業者の処理施設では、多くの人が手で選別をし、プラスチック製品を一生懸命こじ開けて電池を取り出すなど、大変苦勞した作業を行っている。また、火事が多発しているといったような施設もあるのが現状。設計指針の中で、リチウムイオン電池について、容易に分解・分別できることが望ましいという表現が入っているということは評価するが、実効性が上がるよう、消費者への分かりやすい表示やマークを検討するなどの対策を強化してほしい。
- 域内にリサイクル施設がない自治体も多く、これから各自治体がリサイクル施設を誘致、あるいは育成していくことになるため、少し時間がかかる。国においては、自治体の誘致、あるいは育成に係る事業者への支援を検討してほしい。
- 一括回収について、異物混入のリスクが高まることが予想されるため、異物混入による事故が生じることのないよう、適切な対策を取組んでほしい。
- 質を劣化されないための取組が必要ないかどうかなど、容リ法の指定法人とも十分に調整してほしい。

- 自主回収を行うためには、大臣認定スキームというのが有力なツールであり、実際にこれを意味あるものにする、もしくは全国規模で意味がある量を回収しようと思うと、動脈系の物流事業者の参画が必須。そのためには、これまで行われているような類似の食品リサイクルループのような形の事務負担だと、参加がほぼ困難であるため、チャレンジングな取組が絵に描いた餅にならないように、事務負担の軽減には努めていくべき。
- 自主回収について、動脈系の物流の人たちがいろいろな工夫ができるように、例えば納品後の帰り便を使えるといったような工夫ができるような、手続の簡素化や弾力化、それから迅速化に努めてほしい。
- 自主回収について、自社製品に限って他者の製品は駄目というのはなかなか難しいと思う。また、小売店はたくさんの商品を扱っており、特定のメーカーのものだけを回収するというのは難しい。しかし、他社製品も回収できることになれば、他社製品についてはただ乗りになる懸念もある。したがって、将来的には、この法律の中でただ乗り防止、それから公正な競争をどのように担保していくかを検討していくべき。
- モデル事業などを行政主導で先導していくなど、制度が円滑に運用されるように一工夫をしてほしい。

■排出事業者による排出の抑制及び再資源化等の取組について

- 廃棄物の性状によって再資源化できない場合として、感染のおそれがある場合とあるが、これは重要な例だと理解している。性状によって再資源化できない場合はほかにも、例えばプラスチックが複合素材の一部として使用されている場合や生産、使用の段階で汚れたプラスチックになっている場合があるため、こうした点も例示してほしい。

■情報発信、各主体の役割等について

- 消費者の取組を発展させるため、様々な先進的な取組を積極的に発信して、みんなが自分ごととして考えていけるような流れにしてほしい。
- 消費者が認定製品を選んで、回収などにも全部参加していくという、ライフスタイルを見直していくということが大変重要。
- 自治体への一括回収の取組に関するアンケートについて、回答したのが半分で、その1割ぐらいしかまだ関心表明がなかったため、もっと分かりやすく情報発信してほしい。
- メーカーだけではなく、販売事業者も一緒になって自主回収する取組が増えているが、自治体と連携することでよりやりやすくなることもあるため、様々な連携の呼びかけなどもしっかりとしてほしい。
- 政省令・告示の内容、運用面に関する早期の情報提供など、事業者とのコミュニケーションをお願いしたい。

■その他

- 資源循環においては、サプライチェーンの各段階でリサイクルコストが適正かつ確実

に価格転嫁できることが極めて重要。価格転嫁された製品が若干値段が高くても、資源循環の促進に役立つものとして消費者が認識し、選ぶことができるような仕組みが構築されることを期待。

- 今後、製品分野ごとの基準に適合する設計をより優れたものにしていくためには、分解・分別技術やリサイクル技術などのイノベーションが非常に重要であるため、簡便かつ低コストな複合素材の単一素材への分離技術や、ケミカルリサイクルなどの高度なリサイクル技術等のイノベーションの実現のため、行政の財政面、技術面での支援をお願いしたい。
- リサイクル自体がシュリンクしていかないよう、今後、プラスチックのリサイクルが進んでいく中で、必要があれば添加剤の取扱いについて対応、検証していったほしい。
- ワンウェイプラスチックで実際に量が多いのは、容器包装、お弁当の容器であるため、今後、容り法の中でしっかりと議論していく必要がある、また対策の強化もしていく必要があると考える。
- 化石燃料に頼らないプラスチック資源循環を実現するためには、リユース、それからシェアリング、そして量り売り、あるいはリサイクルに関してもバージン同等に戻す水平リサイクル、こういったものが必要になってくるため、こうした点についても今後さらに議論を進めていくべき。
- 一部の自主的な取組をしている企業だけが非常に大きなコストを負担して、環境配慮設計もしない、回収もしないというような商品が市場で競争力を持ってしまうことが懸念。この法律を運用しながら、この法律の遵守をしている企業が、結果的に消費者に選択されていくということをどのように促進していくかということが重要。
- 取組を実施する優良企業が社会でより評価され、企業価値を高められるように、ESG金融の関係者が評価できるよう国が促すことも、企業の取組を後押しすることとなる。
- 代替物質や紙素材などプラスチック以外の製品のリサイクルに関しても、しっかりと今後検討していく場があればいいと期待。

お問い合わせ先

産業技術環境局 資源循環経済課

電 話：03-3501-4978

F A X：03-3501-9489